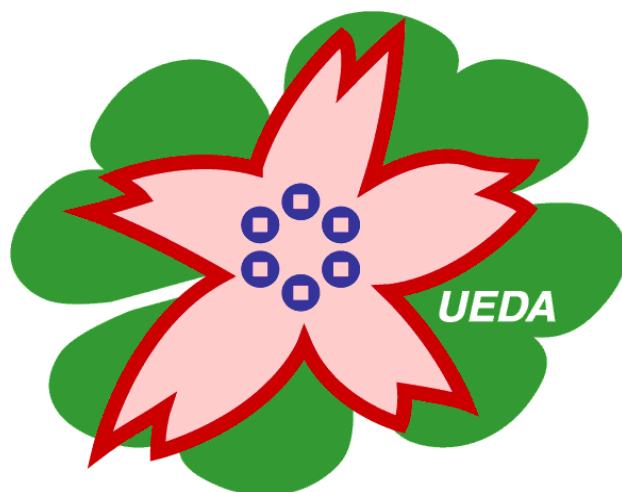


上田市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和8年度～令和11年度



令和8年3月
長野県上田市

目次

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ・期間	1
(1) 計画の位置づけ		
(2) 計画期間		
3 本事業の枠組み	2
(1) 本事業の構成		
(2) 重層的支援体制整備事業における3つの柱		
4 実施内容及び実施体制	3
(1) 包括的相談支援事業（第106条の4第2項第1号）		
ア 設置形態		
イ 実施体制		
ウ 該当する事業		
(2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）		
(3) 地域づくりに向けた支援（法第106条の4第2項第3号）		
ア 該当する事業		
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）		
(5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）		
5 重層的支援会議と支援会議の実施方法	7
(1) 実施内容・実施方法等		
(2) 重層的支援会議の主な検討事項		
【包括的相談事業にかかる相談支援の流れ（フロー）】		
6 上田市役所における組織間連携と事業の実施体制	9
7 支援関係機関間等の連携に関する事項	10
(1) 高齢・障がい・子育て・生活困窮各分野の連携の構築		
(2) 既存の会議体		
(3) 多分野との連携		
ア 多機関協働事業		
8 事業評価・見直しに関する事項	11

1 計画策定の背景と趣旨

これまでの福祉制度は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、専門的支援体制の構築を進めてきました。しかしながら、近年、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースが増加しています。

国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法(以下「法」という。)において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しました。

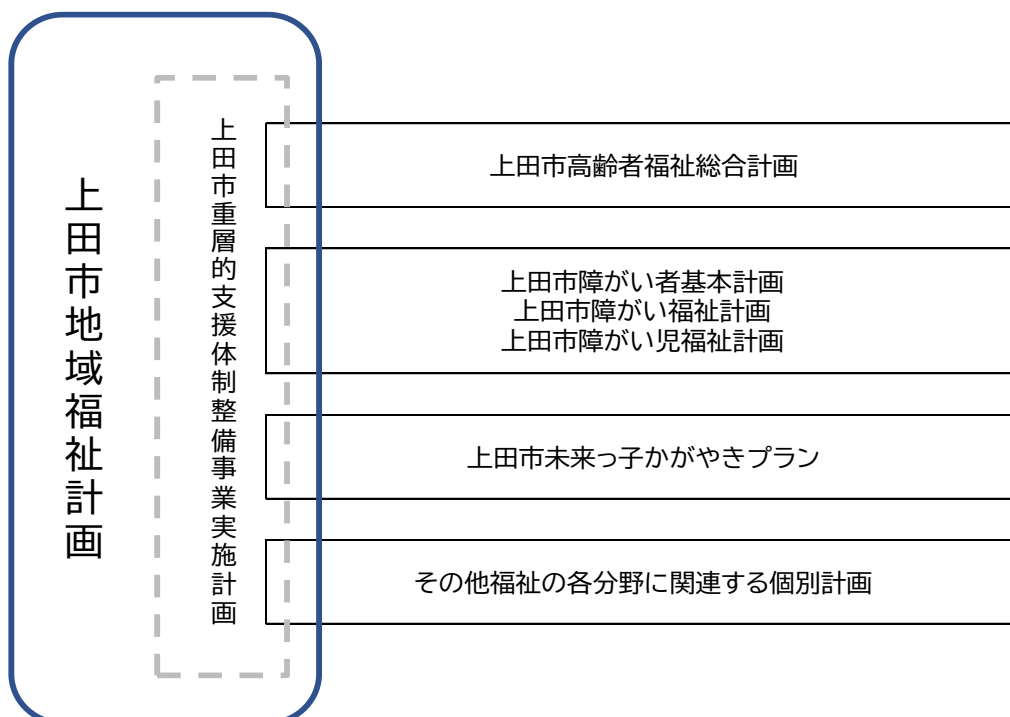
上田市では、包括的な支援体制を構築し、制度間の狭間におり、個々の支援機関だけでは課題解決が困難なケースや、多様な課題を抱えたケースなど、既存の体制では支援が困難なケースに対する支援を実施するため、令和8年度から「重層的支援体制整備事業(以下「本事業」という)を実施します。

2 上田市重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

上田市重層的支援体制整備事業実施計画(以下「本計画」という)は、法第106条の5第1項の規定に基づき、本事業を適切かつ効果的に実施するため、本事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、同条第3項の規定により、上田市地域福祉計画をはじめとして、高齢、障がい、子育て、生活困窮などの様々な保健福祉分野の法定計画との整合を図ります。



(2)計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とします(下表のとおり)。なお、令和12年度以降は、第5次上田市地域福祉計画(仮称)と一体的な策定を予定します。

計画	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
第4次上田市地域福祉計画	計画期間						以後、一体的に策定予定		
上田市重層的支援体制整備事業実施計画									

3 本事業の枠組み

(1)本事業の構成

高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野で実施されている既存の事業に加えて、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働事業、支援プランの作成を実施します(下表のとおり)。

法第106条の4第2項	号	既存・新規の別	主な担当部門	既存事業の対象事業等	
第1号	相談支援	イ	既存	介護	地域包括支援センターの運営
		ロ	既存	障がい	障害者相談支援事業
		ハ	既存	子ども	利用者支援事業
		ニ	既存	困窮	自立相談支援事業
第2号	参加支援	—	新規	—	—
第3号	地域づくりに向けた支援	イ	既存	介護	一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
		ロ	既存	介護	生活支援体制整備事業
		ハ	既存	障がい	地域活動支援センター事業
		ニ	既存	子ども	地域子育て支援拠点事業
		—	既存	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援	—	新規	—	—
第5号	多機関協働事業	—	新規	—	—
第6号	支援プランの作成	—	新規	—	—

(2)重層的支援体制整備事業における3つの支援の柱

- ア 包括的相談支援事業……………属性にかかわらず、包括的に相談を受け止める機能
- イ 参加支援……………社会とのつながりや参加を支援する機能
- ウ 地域づくりに向けた支援……………住民同士の顔の見える関係性の育成支援

4 実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)

高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野の既存の相談支援機関が、様々な支援機関と連携を図りながら、相談者の属性、世代、相談内容を問わない包括的な相談支援を実施します。また、単独の相談支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題(世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間の課題等)は、多機関協働事業につなぎます。

ア 設置形態

設置形態	内容
基本型事業・拠点	従来の機能をベースとしつつ、複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなどに対応します。

イ 実施体制

具体的な実施機関や役割等は次表のとおりです。なお、法定事業と記載があるのは、社会福祉法によりその全部又は一部が重層的支援体制整備事業に位置付けられている事業です。

ウ 該当する事業

区分	実施する事業	実施体制(既存・新規の別/支援対象者/支援機関/業務内容/所管課)	
包括的 相談 支援 事業	法定事業	支援対象者	高齢者等
	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号まで)	支援機関	上田市地域包括支援センター 委託:10箇所
		業務内容	高齢者を対象に、様々な相談をお受けするため、市内に10箇所設置されており、介護予防や健康づくりの御案内、高齢者虐待への対応、高齢者が暮らしやすい地域づくりの支援などを行っています。
		所管課	高齢者介護課
	法定事業	支援対象者	障がいのある方及びその家族等
	障害者相談支援事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号)	支援機関	上小圏域障害者総合支援センター 委託
		業務内容	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助、並びに専門機関の紹介等の相談支援事業を行う。
		所管課	障がい者支援課

区分	実施する事業	実施体制(既存・新規の別/支援対象者/支援機関/業務内容/所管課)	
包括的相談支援事業	法定事業	支援対象者	子ども及びその保護者等
	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	支援機関	こども家庭センター 直営 1か所 地域子育て相談機関 直営 1か所
		業務内容	子どもたちが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、子育て家庭の身近な場所で相談に応じ、その個別ニーズを把握して、適切なサービスを利用できるよう支援する。
		所管課	子育て・子育て支援課、健康推進課
	法定事業	支援対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者
	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項各号)	支援機関	上田市生活就労支援センター「まいさぼ上田」
		業務内容	生活が困難になっている方に対し、一人ひとりの状況に応じたサポートをすることで、自立した生活が送れるよう支援する。 ※自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等
		所管課	福祉課

(2)参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)

区分	実施する事業	実施体制(既存・新規の別/支援対象者/支援機関/業務内容/所管課)	
参加支援事業	法定事業	支援対象者	多機関協働事業につながったケースのうち、既存の社会参加に向けた事業では対応できない方
	参加支援事業	支援機関	一部業務を除いて、上田市社会福祉協議会に委託
		業務内容	本人やその世帯のニーズ・抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューをコーディネートし、マッチングを行うとともに、既存の社会資源に働きかけたり、社会資源の拡充を図り、支援ニーズに合った支援メニューをつくる。
		所管課	福祉課

(3)地域づくりに向けた支援(法第106条の4第2項第3号)

高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野において、生活困窮者の居場所を確保した上で、穏やかなつながりによる見守りなどのセーフティネットの充実を図るとともに、世代や属性を問わない受け入れ等の拡充、地域資源の開発やネットワーク化等を推進することにより、全ての住民を対象とする、地域における交流の場や居場所の確保を進めます。

ア 該当する事業

区分	実施する事業	実施体制(既存・新規の別/支援対象者/支援機関/業務内容/所管課)		
地域づくりに 向けた支援	法定事業	支援対象者	高齢者等	
	地域介護予防活動 支援事業 (介護保険法第115 条の45第1項第2 号のうち地域介護 予防活動支援事業)	支援機関	高齢者介護課	
		業務内容	65歳以上の高齢者の主体的な介護予防の取組を推進するため、介護予防体操などを実施します。また、地域の高齢者の皆さんの集まりの場に専門職が出向き講座を実施する等、通いの場の育成・支援を行います。	
		所管課	高齢者介護課	
		既存事業		
	法定事業	支援対象者	高齢者等	
	生活支援体制整備 事業 (介護保険法第115 条の45第2項第5 号)	支援機関	第一層(市内全域) 1箇所 第二層(各地区) 10箇所	
		業務内容	各地区に配置されている「生活支援コーディネーター」と協働し、総合事業による生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の養成、地域資源の開発や発掘、ネットワーク化などの推進を図ります。	
		所管課	高齢者介護課	
		既存事業		
	法定事業	支援対象者	障がい者(身体・知的・精神)及び難病の者	
	地域活動支援セン ター事業 (障害者総合支援法 第77条第1項第9 号)	支援機関	医療法人及び特定非営利活動法人 3箇所	
		業務内容	障害のある方が地域で自立した生活を送るために、創作活動や社会との交流の機会を提供する施設で、障害者総合支援法に基づいて運営され、様々な活動を通じて、社会参加や生活能力の向上などの支援を行います。	
		所管課	障がい者支援課	
		既存事業		
	法定事業	支援対象者	子育て中の親子(未就園児と保護者(妊婦を含む))	
地域子育て支援拠 点事業 (子ども・子育て支 援法第59条第9 号)	支援機関	地域子育て支援センター 直営5箇所	こども広場 委託6箇所、直営1箇所	
	業務内容	子育て中の親子が交流できる場所を設置し、子育ての不安の解消や子どもの健やかな育ちを促進します。	乳幼児の遊びのスペースと親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。	
	所管課	子育て・子育て支援課		
	既存事業			

区分	実施する事業	実施体制(既存・新規の別/支援対象者/支援機関/業務内容/所管課)	
地域づくりに向けた支援	法定事業	実施機関	
	孤立防止・見守りネットワーク地域支援事業 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業)	支援対象者	全市民
		業務内容	地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保のため、「民生委員協力員制度」を導入することで、委員の活動しやすい環境を整備し、負担の軽減につなげます。 地域住民に対し、必要としている支援の充実、きめ細かい福祉サービスの提供を図ります。
		所管課	福祉課

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

区分	実施する事業	実施体制(既存・新規の別/支援対象者/支援機関/業務内容/所管課)	
新たな機能	法定事業	支援対象者	多機関協働事業につながったケースのうち、長期に亘りひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が届いていない方や、支援につながることに拒否的な方
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援機関	委託：上田市社会福祉協議会
		業務内容	支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集を行うとともに、本事業で支援するケースの多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることが想定されるため、基本的には本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を実施する。
		所管課	福祉課

(5)多機関協働事業及び支援プランの策定(法第106条の4第2項第5号及び第6号)

区分	実施する事業	実施体制(既存・新規の別/支援対象者/支援機関/業務内容/所管課)	
新たな機能	法定事業	支援対象者	支援関係機関等からつながれた、単独の支援機関では対応が難しい、複雑化・複合化した支援ニーズを有する方
	多機関協働事業	支援機関	一部業務を除いて、上田市社会福祉協議会に委託
		業務内容	単独の支援機関では対応が難しい、複雑化・複合化した事例の調整を実施するとともに、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。また、関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
		所管課	福祉課

5 重層的支援会議と支援会議の実施方法

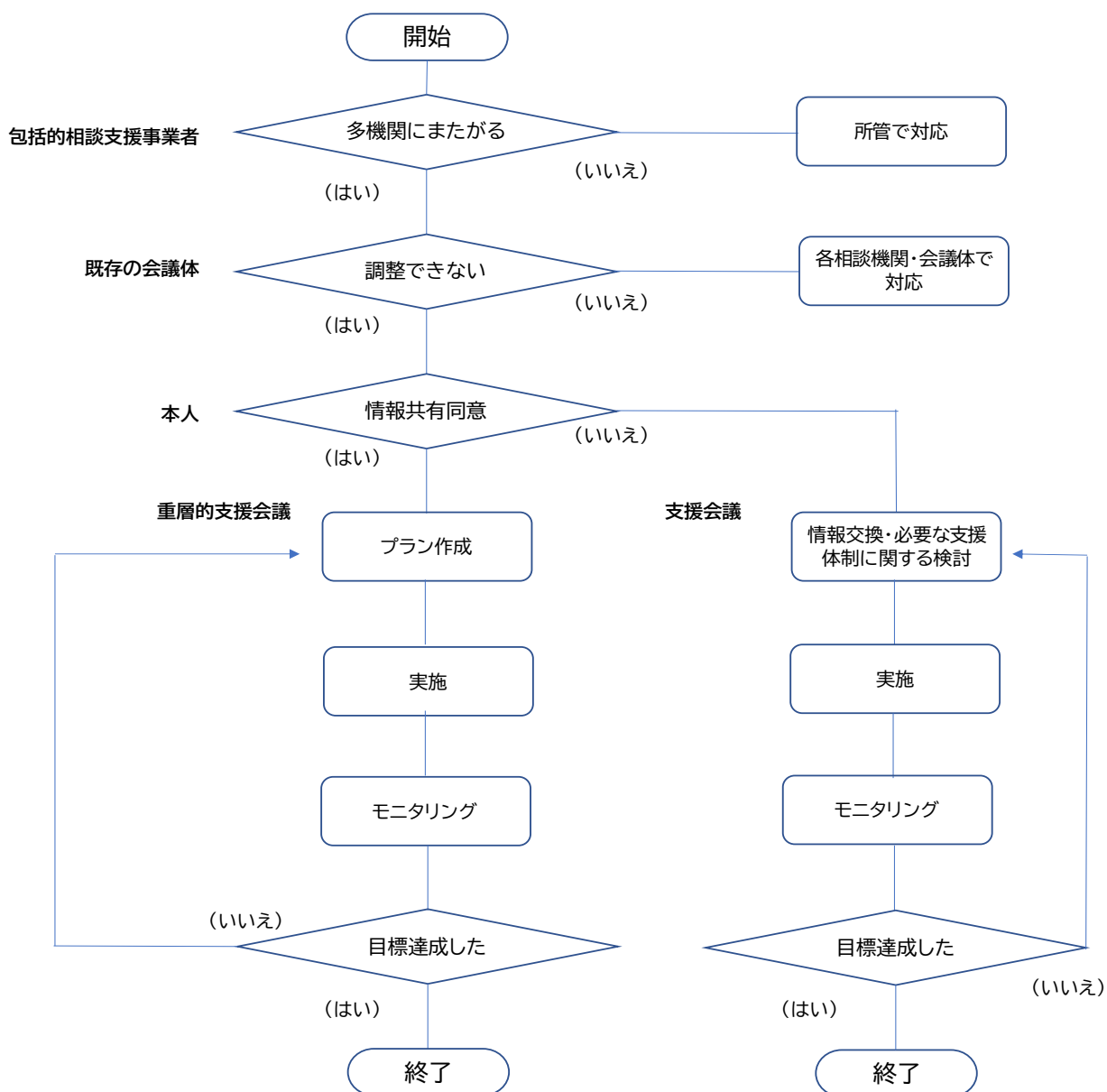
(1)実施内容・実施方法等

項目	重層的支援会議	支援会議
設置根拠	重層的支援体制整備事業実施要綱 (重層的支援体制整備事業において規定)	社会福祉法第106条の6
主催者	市(出席者の調整、会議資料の作成、会議の進行、会議結果の整理等は、多機関協働事業者が行う)	市
会議の参加者	行政機関(福祉課及び関係各課)、多機関協働事業者、包括的相談支援事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、その他関係機関	行政機関(福祉課及び関係各課)、多機関協働事業者、包括的相談支援事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、その他関係機関
本人同意	有(必要)	無(不要)
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業含む)の支援プランについて適切性を判断 ・プラン終結時における支援の経過と成果を評価するとともに、支援を終結するかどうかを検討 ・個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合は、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら支援を求めることが困難な方や、支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない方へ支援を行うために開催 ・関係機関が日常業務で把握した、必要な支援が届いていないことが伺われる「気になる事案」の情報共有 ・関係機関による支援体制の構築、支援方針の決定、共有 ・緊急性がある事案(栄養状態悪化による衰弱や重篤な疾患等による急迫した状態、虐待やDVの疑いがある場合など)への対応
開催方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時開催 プランの作成・検討・変更時において開催。また、緊急的な事案が生じた場合にも開催。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時開催 関係機関において事案が発生した場合に開催
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・次のタイミングでは開催が必要 ①プラン策定・変更時 ③支援終結・中断の判断時 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議、生活保護法第27条の1第3項に基づく調整会議とも連携するとともに、将来的には兼務していくことも検討

(2)重層的支援会議の主な検討事項

開催時期	主な検討事項
①プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プランの適否 ・関係機関の役割分担の確認
②プラン変更時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状況確認、プランの評価 ・変更後のプラン内容の確認
③支援終結の判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の社会参加に向けて、地域の社会資源とのつながりができ、関係性が安定したと判断した段階で終結 ・本人の目標達成状況、支援者の状況等を確認 ・支援終結の評価、フォローアップの必要性の検討
④支援中断の判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と連絡が取れなくなった場合等による、支援中断の決定

【包括的相談支援事業にかかる相談支援の流れ(フロー)】

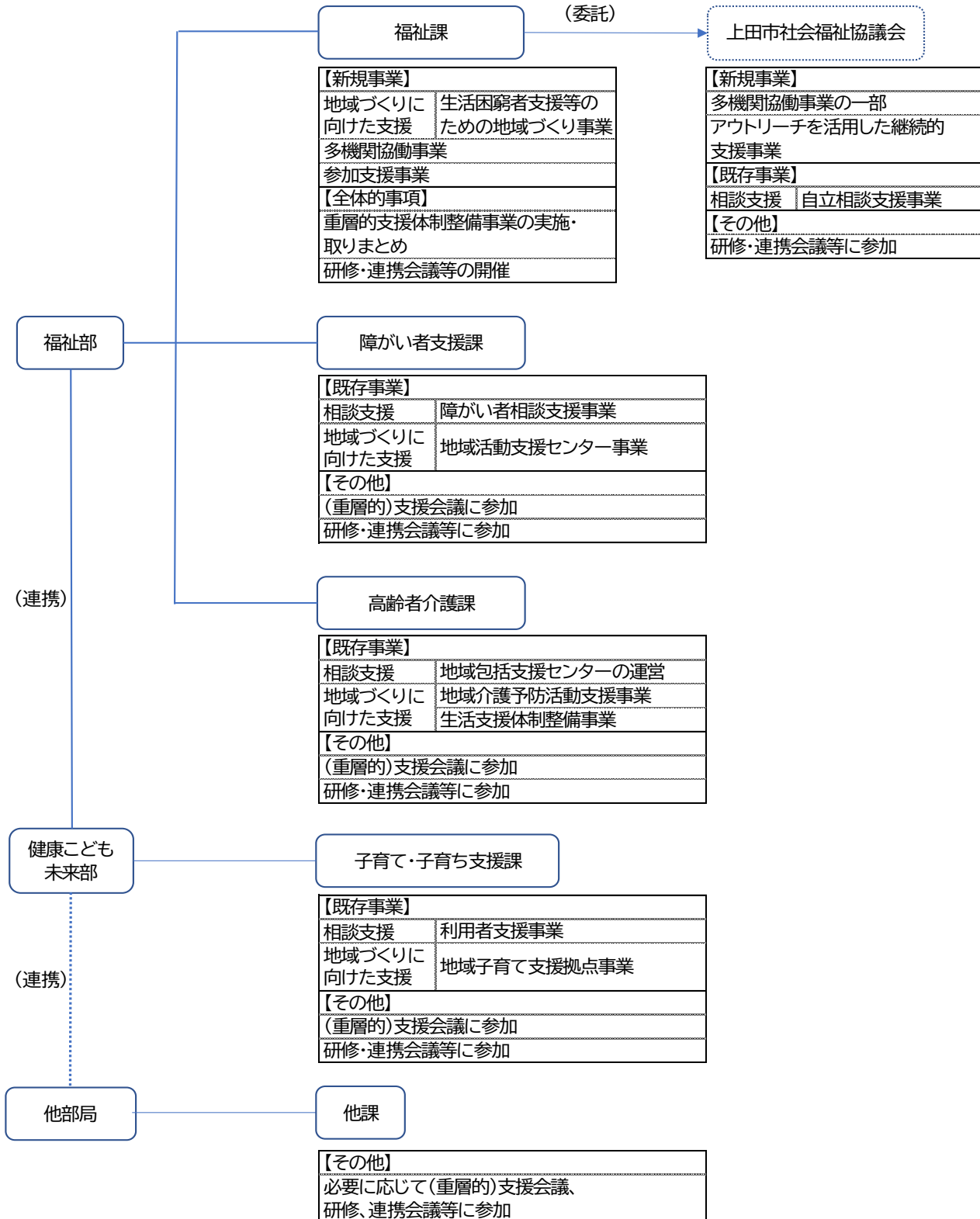


- ・相談内容が多機関にまたがる場合、既存の会議体だけでは対応できない場合、重層的支援会議につなぐかどうかを検討する。
- ・本人同意が得られた場合は重層的支援会議、得られない場合は支援会議につなぐ。
- ・重層的支援会議ではプラン作成・実施・モニタリングを行い、目標を達成したら終了とする。目標を達成できなければ、再プランを作成し、再プランに基づいて支援を行う。

6 上田市役所における組織間連携と事業の実施体制

福祉課が重層的支援体制整備事業の取りまとめを行い、福祉部及び健康こども未来部の子育て・子育て支援課が緊密に連携し、事業を実施します。

なお、これ以外の部局とは、必要に応じて連携してまいります。



7 支援関係機関間等の連携に関する事項

(1) 高齢・障がい・子育て・生活困窮各分野の連携の構築

包括的相談支援事業及び地域づくり事業において、高齢・障がい、子育て・生活困窮各分野の既存事業が、重層的支援体制整備事業として位置付けられています。

これらの分野は、重層的支援体制整備事業を行う以前から、必要に応じて連携してきましたが、これまで以上に各分野の垣根を低くするとともに、スムーズな連携を図る必要があります。

本市では、つなぐシート・相談機関一覧表の活用、研修会の開催等により連携体制を深化していきます。

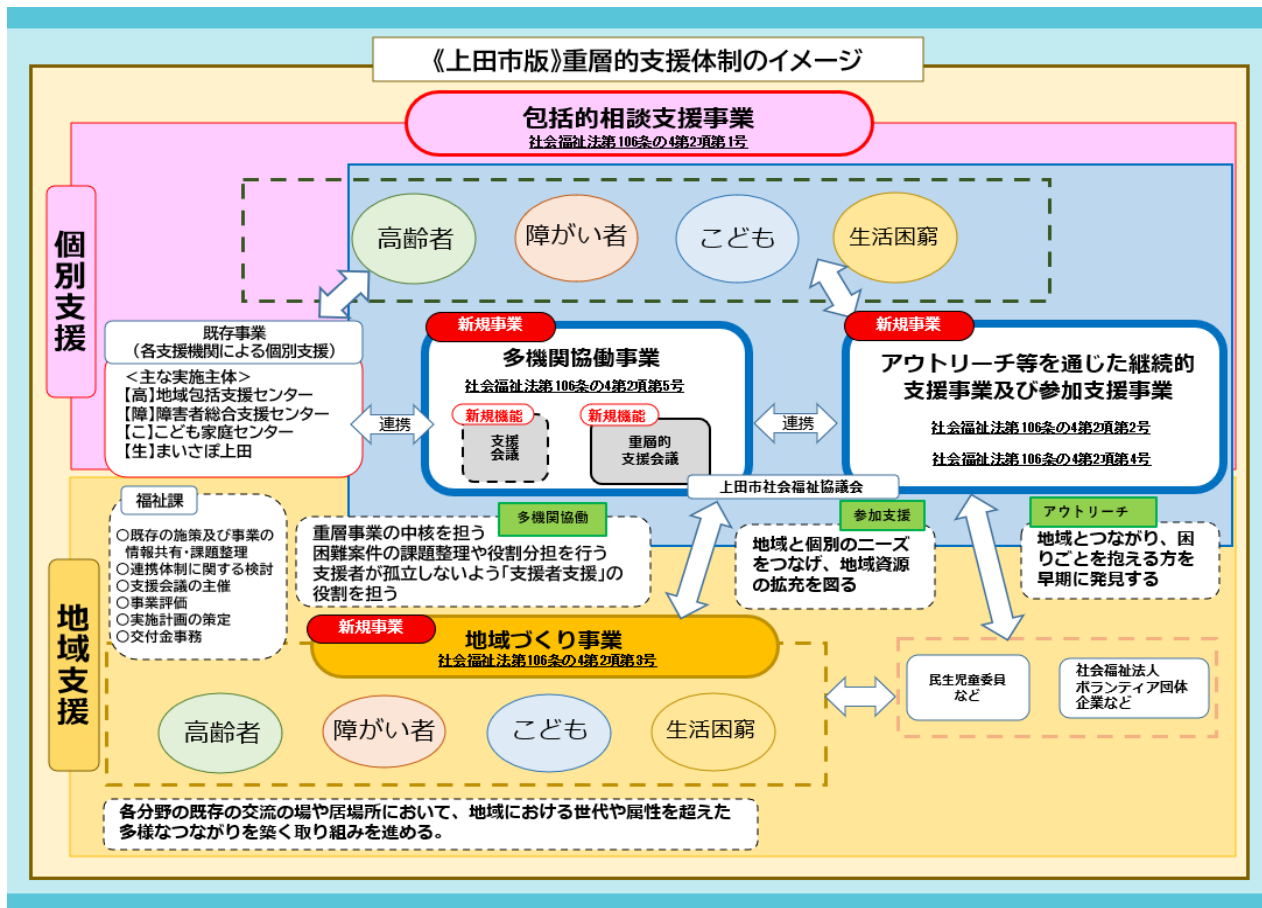
(2) 既存の会議体

分野	会議体	対象	内容	本人同意
高齢	地域ケア会議における個別ケア会議	高齢者	高齢者等の自立を支援するため、個別事例の課題を検討する。	不要
障がい	サービス担当者会議	障がい者 障がい児	総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成する。	必要
	個別支援会議		サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討する。	必要
子育て	要保護児童対策協議改における個別ケース検討会	要保護児童 要支援児童 特定妊婦	要保護・要支援児童、特定妊婦への対応を検討する。	不要
生活困窮	支援調整会議	生活困窮者 自立支援制度利用者	生活困窮者の支援プランを検討する。	必要
	生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議	生活困窮者	生活困窮者の支援の現場において、支援の同意を得ることが困難な場合、関係機関で情報共有し、早期解決を図る。	不要

(3)他分野との連携

ア 多機関協働事業

- ・事業の核である多機関協働事業において、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野、及び地域包括支援センター等の既存事業と連携するとともに、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、及び参加支援事業とも連携します。
- ・地域づくり事業は、高齢、障がい、こども、生活困窮の既存事業に加えて、民生児童委員やその他の支援機関が連携するよう努めます。



8 事業評価・見直しに関する事項

本計画は、第4次上田市地域福祉計画と一体的に実施します。そのため、地域福祉計画に対して助言、提案等を行う上田市地域福祉審議会において、PDCAサイクルに基づいて進捗状況や今後の方向性を確認・評価し、計画を推進していきます。

また、庁内外において事業を実施していく中で、重層的支援体制整備事業に関する課題を整理するとともに、随時見直しを実施してまいります。

上田市重層的支援体制整備事業実施計画
(令和8年4月1日～令和12年3月31日)

編集・発行 上田市 福祉部 福祉課
〒386-8601
長野県上田市大手一丁目11番16号
電話 0268-23-5372(直通)
